

B2地区

(自治会名)
(通称名)

ポレスター川井町・川井町すみれ・新井村町
西井村町・南井村町・外五曲町・内五曲町
五月町・桜町・泉町・城南・城南団地・親水・沖川・丸の内・西林・黒田町
新町・新道・神野・白粉町・湊町・湊町ローレルコート・魚町・殿町・中町
本町・新座町・日野町・京町・平生町・五十鈴町・茶与町

令和7年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までにお願いします。
ごみの収集に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4470
資源物に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4417
ごみの持ち込みに関すること 松阪市クリーンセンター ☎36-0975
埋立物は必ず事前問合せください 松阪市一般廃棄物最終処分場 ☎28-7710

問合せ先

可燃 もやししかないごみ 不燃 もえないごみ危険ごみ プラ容 プラスチック容器・袋 ビン 空ビン 資源 充電式小型家電、新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管

※松阪市クリーンセンターでは、月曜日及び水曜日の祝日、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)もごみの持ち込み受付業務を行います。ただし、★印の第3日曜日(12月は第2日曜日)については、ごみの収集業務は行いません。

令和7年 4月							5月							6月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1 可燃	2 不燃	3	4 可燃	5					1	2 可燃	3	1	2 プラ容	3 可燃	4	5	6 可燃	7	
6	7 プラ容	8 可燃	9	10 資源	11 可燃	12	4	5	6 可燃	7	8 資源	9 可燃	10	8	9 プラ容	10 可燃	11 不燃	12 資源	13 可燃	14	
13	14 プラ容	15 可燃	16 不燃	17	18 可燃	19	11	12 プラ容	13 可燃	14 不燃	15	16 可燃	17	15	16 ★プラ容	17 可燃	18	19	20 可燃	21	
20	21 ★プラ容	22 可燃	23	24 ビン	25 可燃	26	18	19 ★プラ容	20 可燃	21	22 ビン	23 可燃	24	22	23 プラ容	24 可燃	25 不燃	26 ビン	27 可燃	28	
27	28 プラ容	29 可燃	30 不燃				25	26 プラ容	27 可燃	28 不燃	29	30 可燃	31	29	30 プラ容						
7月							8月							9月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1 可燃	2	3	4 可燃	5						1 可燃	2		1 プラ容	2 可燃	3 不燃	4	5 可燃	6	
6	7 プラ容	8 可燃	9 不燃	10 資源	11 可燃	12	3	4 プラ容	5 可燃	6 不燃	7	8 可燃	9	7	8 プラ容	9 可燃	10	11 資源	12 可燃	13	
13	14 プラ容	15 可燃	16	17	18 可燃	19	10	11	12 可燃	13	14 資源	15 可燃	16	14	15	16 可燃	17 不燃	18	19 可燃	20	
20	21 ★	22 可燃	23 不燃	24	25 可燃	26	17	18 ★プラ容	19 可燃	20 不燃	21	22 可燃	23	21	22 ★プラ容	23 可燃	24	25 ビン	26 可燃	27	
27	28 プラ容	29 可燃	30	31 ビン			24	25 プラ容	26 可燃	27	28 ビン	29 可燃	30	28	29 プラ容	30 可燃					
31							31														
10月							11月							12月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1 不燃	2	3 可燃	4							1		1 プラ容	2 可燃	3	4	5 可燃	6	
5	6 プラ容	7 可燃	8	9 資源	10 可燃	11	2	3	4 可燃	5	6	7 可燃	8	7	8 プラ容	9 可燃	10 不燃	11 資源	12 可燃	13	
12	13	14 可燃	15 不燃	16	17 可燃	18	9	10 プラ容	11 可燃	12 不燃	13 資源	14 可燃	15	14	15 ★プラ容	16 可燃	17	18	19 可燃	20	
19	20 ★	21 可燃	22	23 ビン	24 可燃	25	16	17 ★プラ容	18 可燃	19	20	21 可燃	22	21	22 プラ容	23 可燃	24 不燃	25 ビン	26 可燃	27	
26	27 プラ容	28 可燃	29 不燃	30	31 可燃		23	24	25 可燃	26 不燃	27 ビン	28 可燃	29	28	29	30 可燃	31				
							30														
令和8年 1月							2月							3月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	1	2 プラ容	3 可燃	4	5	6 可燃	7	1	2 プラ容	3 可燃	4	5	6 可燃	7	
4	5 プラ容	6 可燃	7	8	9 可燃	10	8	9 プラ容	10 可燃	11 不燃	12 資源	13 可燃	14	8	9 プラ容	10 可燃	11 不燃	12 資源	13 可燃	14	
11	12	13 可燃	14 不燃	15 資源	16 可燃	17	15	16 ★プラ容	17 可燃	18	19	20 可燃	21	15	16 ★プラ容	17 可燃	18	19	20 可燃	21	
18	19 ★	20 可燃	21	22	23 可燃	24	22	23	24 可燃	25 不燃	26 ビン	27 可燃	28	22	23 プラ容	24 可燃	25 不燃	26 ビン	27 可燃	28	
25	26 プラ容	27 可燃	28 不燃	29 ビン	30 可燃	31								29	30 プラ容	31 可燃					

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和7年3月発行

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。